

県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 19 年 10 月 26 日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第 112 号

県営住宅等条例施行規則及び県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部を改正する規則

(県営住宅等条例施行規則の一部改正)

第 1 条 県営住宅等条例施行規則（平成 9 年岩手県規則第 65 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後																				
<p>(同居の承認)</p> <p>第10条 入居者は、<u>条例第11条</u>の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第11条 <u>条例第12条</u>の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(表)</p>	<p>(同居の承認)</p> <p>第10条 入居者は、<u>条例第11条第1項</u>の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営住宅同居承認申請書（様式第7号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)～(3) [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>(入居の承継の承認)</p> <p>第11条 <u>条例第12条第1項</u>の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営住宅入居承継承認申請書（様式第9号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。</p> <p>(1)・(2) [略]</p> <p>2・3 [略]</p> <p>様式第1号（第2条関係）</p> <p>(表)</p>																				
<table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1285 767 1330">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1330 767 1375">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1375 767 1765" style="text-align: center;"><p>県営住宅入居申込書</p><p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p><p>なお、この申込書に<u>虚偽の記載がある</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="145 1765 767 1809">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="145 1809 245 2051">入居しようとする親族</td><td data-bbox="245 1809 767 2051">[略]</td></tr></table>	[略]		[略]		<p>県営住宅入居申込書</p> <p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>なお、この申込書に<u>虚偽の記載がある</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p>		[略]		入居しようとする親族	[略]	<table border="1"><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1285 1453 1330">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1330 1453 1375">[略]</td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1375 1453 1765" style="text-align: center;"><p>県営住宅入居申込書</p><p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p><p><u>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</u></p><p>なお、この申込書の<u>内容が事実と相違する</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p></td></tr><tr><td colspan="2" data-bbox="831 1765 1453 1809">[略]</td></tr><tr><td data-bbox="831 1809 932 2051">申込者及び同居しようとする親族</td><td data-bbox="932 1809 1453 2051">[略]</td></tr></table>	[略]		[略]		<p>県営住宅入居申込書</p> <p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p><u>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</u></p> <p>なお、この申込書の<u>内容が事実と相違する</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p>		[略]		申込者及び同居しようとする親族	[略]
[略]																					
[略]																					
<p>県営住宅入居申込書</p> <p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p>なお、この申込書に<u>虚偽の記載がある</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p>																					
[略]																					
入居しようとする親族	[略]																				
[略]																					
[略]																					
<p>県営住宅入居申込書</p> <p>次のとおり相違ありませんから、県営住宅の入居を申し込みます。</p> <p><u>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</u></p> <p>なお、この申込書の<u>内容が事実と相違する</u>ときは、入居の許可を取り消されても異議ありません。</p>																					
[略]																					
申込者及び同居しようとする親族	[略]																				

扶養親族であって入居しない者	[略]
[略]	

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 入居しようとする親族の関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3) [略]
 - (4) 立ち退きの要求のみの理由による方にあつては、家主の立退証明書
 - (5)・(6) [略]

別紙

[略]

[略]

様式第3号（第5条関係）

(表)

[略]

(裏)

〔県営住宅等条例抜粋〕 (同居の承認) 第11条 入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。 (入居の承継) 第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得

扶養親族であつて同居しない者	[略]
[略]	

[略]

(裏)

[略]

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3) [略]
 - (4) 住宅困窮事情が立ち退きの要求のみの理由による方にあつては、家主の立退証明書
 - (5)・(6) [略]

別紙

[略]

[略]

様式第3号（第5条関係）

(表)

[略]

(裏)

〔県営住宅等条例抜粋〕 (同居の承認) 第11条 入居者は、県営住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。 <u>2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。</u> (入居の承継) 第12条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得

なければならない。

[略]

(住宅の明渡し請求)

第 32 条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで 30 日以上県営住宅を使用しないとき。
- (4) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 第 19 条から第 23 条までの規定に違反したとき。

(6) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

[略]

様式第 7 号 (第10条関係)

[略]

県営住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

[略]

[略]

様式第 9 号 (第11条関係)

[略]

県営住宅入居承継承認申請書

県営住宅入居の承継の承認を得たいので、次のとおり申請します。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

(県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則の一部改正)

第 2 条 県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則 (平成 9 年岩手県規則第 144 号) の一部を次のように改正する。

なければならない。

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者 (同居者を含む。) が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

[略]

(住宅の明渡し請求)

第 32 条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を 3 月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで 30 日以上県営住宅を使用しないとき。
- (4) 県営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 第 11 条第 1 項及び第 19 条から第 23 条までの規定に違反したとき。

(6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

(7) 県営住宅の借上げの期間が満了するとき。

[略]

様式第 7 号 (第10条関係)

[略]

県営住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

なお、その者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

[略]

[略]

様式第 9 号 (第11条関係)

[略]

県営住宅入居承継承認申請書

県営住宅入居の承継の承認を得たいので、次のとおり申請します。

なお、申請者及び同居者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

[略]

[略]

改正前

改正後

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第10条の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(入居の承継の承認)

第11条 条例第11条の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書（様式第10号）に入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面を添えて所管する局長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第11条の規定により知事の承認を得た者は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に、第7条第1項に定める資格を有する連帯保証人が連署する県営特定公共賃貸住宅入居請書並びに連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を所管する局長に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

(表)

[略]	
[略]	
県営特定公共賃貸住宅入居申込書	
次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。	
なお、この申込書に虚偽の記載があるときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。	
[略]	
入居しようとする親族	[略]
扶養親族であって入居しな	[略]

(同居の承認)

第10条 入居者は、条例第10条第1項の規定により同居について承認を得ようとするときは、県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて所管する局長に提出しなければならない。

(1)・(2) [略]

2 [略]

(入居の承継の承認)

第11条 条例第11条第1項の規定により入居の承継について承認を得ようとする者は、県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書（様式第10号）に入居者が死亡し、又は退去したことを証する書面を添えて所管する局長に提出しなければならない。

2 [略]

3 条例第11条第1項の規定により知事の承認を得た者は、前項の規定による通知のあった日から10日以内に、第7条第1項に定める資格を有する連帯保証人が連署する県営特定公共賃貸住宅入居請書並びに連帯保証人の印鑑証明書及び連帯保証人に係る市町村長の発行する所得が記載された証明書を所管する局長に提出しなければならない。

様式第1号（第4条関係）

(表)

[略]	
[略]	
県営特定公共賃貸住宅入居申込書	
次のとおり相違ありませんから、県営特定公共賃貸住宅の入居を申し込みます。	
<u>また、申込者及び同居しようとする親族は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。</u>	
なお、この申込書の内容が事実と相違するときは、入居の決定を取り消されても異議ありません。	
[略]	
<u>申込者及び同居しようとする親族</u>	[略]
扶養親族であって同居しな	

い者	[略]
[略]	

[略]

(裏)

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 入居しようとする親族の関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3)・(4) [略]

別紙

[略]

[略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

(裏)

〔県営特定公共賃貸住宅等条例抜粋〕

[略]

(同居の承認)

第10条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

(入居の承継)

第11条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営特定公共賃貸住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

[略]

(住宅の明渡し請求)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

い者	[略]
[略]	

[略]

(裏)

申込みに当たっての注意事項

- 1 [略]
- 2 次の書類を添付してください。
 - (1) [略]
 - (2) 同居しようとする親族と申込者との関係及び居住を証する書面（内縁関係の方にあつては住民票の写し、婚約中の方にあつては住民票の写し及び誓約書）
 - (3)・(4) [略]

別紙

[略]

[略]

様式第2号（第5条関係）

[略]

(裏)

〔県営特定公共賃貸住宅等条例抜粋〕

[略]

(同居の承認)

第10条 入居者は、県営特定公共賃貸住宅の入居の際に同居した親族以外の者を同居させようとするときは、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の入居者が同居させようとする者が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

(入居の承継)

第11条 入居者が死亡し、又は退去した場合において、その死亡時又は退去時に当該入居者と同居していた者が引き続き当該県営特定公共賃貸住宅に居住しようとするときは、当該入居者と同居していた者は、知事の承認を得なければならない。

2 知事は、前項の引き続き居住しようとする者（同居者を含む。）が暴力団員であるときは、同項の承認をしてはならない。

[略]

(住宅の明渡し請求)

第25条 知事は、入居者が次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該入居者に対して、県営特定公共賃貸住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで30日以上県営特定公共賃貸住宅を使用しないとき。
- (4) 県営特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 第18条から第23条までの規定に違反したとき。

[略]

様式第8号（第10条関係）

[略]

県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

[略]

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

県営特定公共賃貸住宅入居の承継の承認を得たいので、次のとおり申請します。

[略]

[略]

- (1) 不正の行為によって入居したとき。
- (2) 家賃を3月分以上滞納したとき。
- (3) 正当な事由によらないで30日以上県営特定公共賃貸住宅を使用しないとき。
- (4) 県営特定公共賃貸住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
- (5) 第10条第1項及び第18条から第23条までの規定に違反したとき。
- (6) その者又はその同居者が暴力団員であるとき。

[略]

様式第8号（第10条関係）

[略]

県営特定公共賃貸住宅同居承認申請書

次の者を同居させたいので、承認されるよう申請します。

なお、その者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

[略]

[略]

様式第10号（第11条関係）

[略]

県営特定公共賃貸住宅入居承継承認申請書

県営特定公共賃貸住宅入居の承継の承認を得たいので、次のとおり申請します。

なお、申請者及び同居者は暴力団員でなく、このことについて、知事が警察本部長に照会することに同意します。

[略]

[略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

- 1 この規則は、平成19年11月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の県営住宅等条例施行規則に定める様式は、この規則の施行の日（以下「施行日」という。）以後に提出し、又は交付する申込書等又は許可証について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申込書等又は許可証については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正後の県営特定公共賃貸住宅等条例施行規則に定める様式は、施行日以後に提出し、又は交付する申込書等又は通知書について適用し、施行日前に提出し、又は交付した申込書等又は通知書については、なお従前の例による。